

令和7年度首都圏に向けた誘客キャンペーン実施業務仕様書

1. 委託業務名

令和7年度首都圏に向けた誘客キャンペーン実施業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月10日(火)まで

ただしツアー催行は遅くとも令和7年12月初旬までに開始し、令和8年2月末までに終わること。

※ 当事業は兵庫県の補助金を受けて実施するものである。当業務に係る企画提案コンペは兵庫県予算議決前の準備行為として実施するものであり、兵庫県議会において当事業に係る予算の減額、否決があるときは委託業務の仕様の変更及び執行を行わない場合があり得る。

なお、上記に伴い、企画提案コンペ参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、公益社団法人ひょうご観光本部及び兵庫県はその損害について一切負担しない。

3. 事業費上限

金 30,600,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

4. 趣旨・目的

万博後も引き続きフィールドパビリオンコンテンツ、テロワールコンテンツを始めとした県内観光地への誘客を促進し即効性のある国内誘客策として、主に首都圏からの日本人及び国内旅行商品を利用する外国人の誘客促進を図るキャンペーン(以下、「当キャンペーン」という。)を実施することにより、県内宿泊者数や県内観光消費額の増加を図る。

当キャンペーンにおいては、上述のコンテンツを含め、本県の冬観光の魅力である「食」「酒」「冬季イベント」等の強みを発信することで、兵庫への来訪意欲を喚起させて来訪宿泊者増に繋げることとし、旅行会社、宿泊事業者、交通事業者(鉄道、バス、飛行機等)、観光事業者等と広く連携して、オール兵庫で事業展開を図る。

また、当該キャンペーンスキームは、継続して活用できる持続可能性の高い企画として、次年度以降に引き継ぐことを目標とする。

5. ターゲット層

首都圏在住の日本人、外国人及び、訪日外国人(ただし、国内旅行商品を利用するものに限る。)

6. 業務の内容

(1) キャンペーンキャッチコピー及びロゴの制作

旅行業者、宿泊事業者、交通事業者(鉄道、バス、飛行機等)、観光事業者等と連携して、当キャンペーンを効果的、効率的に発信、周知を図り、消費者に「冬の兵庫の魅力」の印象付けを行うため、当キャンペーンのテーマとなる印象的なキャッチコピー及びロゴを提案すること。

- ① キャッチコピーは、次年度以降の恒常的使用を見据えた、兵庫の冬の旅を想起させるものにする。
- ② ロゴの制作については、「兵庫テロワール旅」のロゴと並走して使用することを考慮してデザインすること。
- ③ 複数提案も可能とし、最終的にはひょうご観光本部と協議により決定する
- ④他の自治体のキャンペーンのキャッチコピー及びロゴと重複することのないよう、確認すること。

(例)ひょうご夏の体験

(兵庫DC アフターキャンペーンキャッチコピー)

(2)各種誘客事業の実施

主に首都圏から効果的に誘客を図るため、以下の事業を実施すること。

①各種誘客事業の実施

ア 複数旅行事業者と連携した兵庫への誘客パッケージツアーを活用した誘客対策の実施

- ・兵庫が誇る冬の魅力(例:温泉、食、酒等)を盛り込んだツアー催行が短期間で効果的に行われることで、効率的に誘客が図れるような誘客策を具体的に提案すること。
- ・事業の提案については、単独事業・複数事業の組み合わせ、いずれでも可能とするが、即効性があり、年度内に効果が図れるものであることを条件とする。

イ 宿泊事業者との連携

- ・当キャンペーンを、より効果的で実効性のあるものにするため、宿泊事業者への協力を呼びかけ、機運醸成を図ること。可能な限り宿泊事業者向けの説明会を実施すること。
- ・また、宿泊事業者の協力を得て、宿泊数の増加、あるいは宿泊単価の増加につながるような具体的な事業実施と販売手法について提案すること。

例)「6(1)」で制作するキャッチコピーを利用した宿泊プランの造成

兵庫の冬の味覚に特化した懐石プランの造成

ウ 「6(2)①ア及びイ」の誘客事業に盛り込むべき必須条件

- ・「6(2)①ア及びイ」事業の実施にあたっては、以下のテーマ(項目)のいずれか最低1つを盛り込むことを必須とする。
- ・また、ツアー等のタイトルには、上記「6(1)」で制作するキャッチコピーを付与すること。

テーマ(項目):兵庫県内の「温泉」「冬の食」「酒」「冬季イベント」「ウェルネス」

「ひょうごフィールドパビリオンコンテンツ」「テロワールコンテンツ」

(例)①ひょうご〇〇キャンペーン企画

冬のウェルネス体感ツアー(〇〇温泉とカニ会席)

②ひょうご〇〇キャンペーン企画

- 真冬のイルミネーションとテロワール満喫ツアー(ルミナリエと灘五郷を訪ねる旅)
- ・できるだけ兵庫5地域(神戸阪神、播磨、但馬、丹波、淡路)をまんべんなく実施すること。
- ・対象とするツアーは1泊以上のものとする。

エ 首都圏旅行会社へのアプローチ

首都圏旅行会社、または、首都圏に販路を持つ旅行会社に対して、説明会の実施やセールスコールを行うなど、当キャンペーンを事業者向けに広く周知する機会を設けること。

オ 誘客事業の実施については、委託者が推薦する専門家等の意見を踏まえて実施すること。

②首都圏向けプロモーションの実施

ア 首都圏等での販売プロモーションの実施

- ・旅行会社等と連携のうえ、短期で効果的な販売に繋げるよう、当キャンペーンを集中的にプロモーションし、キャンペーン企画商品(ツアー)をワンストップでかつ網羅的にPR及び販売する特設サイトを構築すること。
※新設サイトの構築に限らず、旅行会社の保有する販売サイトを利用することも可能とする。
- ・ターゲット消費者を上記サイトへ効果的に誘導するための手法、プロモーションについても提案すること。

イ キャッチコピーの集中的なPRのための提案

上述の「6(1)」で制作するキャッチコピーを集中的に使用して、周知を図るために、効果的な販促手法を提案すること。

ウ 首都圏からの誘客を促進するため、首都圏の消費者と「6(2)①ウ」に掲げるテーマに響くコアな消費者層に向けた集中プロモーションを提案すること。

(例)【一般的なプロモーション】

駅、空港、交通機関内 でのプロモーション

兵庫の物産(特産品)と連携した展示会の開催 等

【ターゲットコミュニティを絞り、ダイレクトに誘客を図るプロモーション】

KOL 等使用した SNS キャンペーン

特定会員サイトやコミュニティ向け広告配信 等

エ 経費

「6(2)②」のプロモーションに割く経費は、全体の50%以下を目安にすること。

7. 事業実施体制及び事務局の設置

当キャンペーンを短期集中的に実施し、県内宿泊者数及び県内観光消費額増加に繋げるため、事業実施にあたっては、旅行・宿泊・交通(鉄道、バス、飛行機等)・観光・広告事業者等、複数の事業者がグループ(JVやコンソーシアム)を構成して実施すること。(グループは1社とみなし、委託者との契約は、代表幹事社1社と行う。)

上記グループを構成しない場合は、自社のネットワーク等を活用し、当キャンペーンの企

画・ツアー造成・販売・プロモーション等当事業全体をトータルで実施できる体制を保証すること。

また、受託事業者においては、事務局を設置し、全体を統括する事業責任者を配置し、委託者と常に連携して当事業の実施を図ること。

事業責任者は、委託者から事業の進捗、実施状況、販売実績など問い合わせがあった場合、また、打合せの依頼があった場合は、速やかに対応すること。

8.効果測定

(1) 当キャンペーンの主旨に鑑み、事業成果を図る指標として①県内宿泊者数の前年同期比、②県内観光消費額の前年同期比の2項目を設定すること。

その他、上記2つの効果測定項目の関連指標として、独自に手案すること。

例)首都圏からのツアー催行本数、特設サイトへの誘導者数、OTA 経由の予約数 等

※広報媒体(チラシ等)作成数、SNS 広告インプレッション等の OUTPUT は、効果測定の指標にはあたらない

提案した指標については、毎月、定期的に事務局に報告すること。また、必要に応じて委託者とミーティングを実施すること。

(2)委託者が提出を求めた場合、速やかに報告すること。

9.成果物の提出等

(1)成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする次の成果がわかるものを作成し、観光本部に提出しなければならない。

業務の実施期間、実施したプロモーション業務の一覧、業務実施の内容、結果、分析、その他、委託者が完了検査に必要と認めるもの

(2)提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階)

(3)提出期限

事業完了報告書 令和8年3月10日(火) 17:00

10. 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

11. 留意事項等

(1)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(2)受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について

委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。

(3)受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。

(4)受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(5)委託契約の締結

①契約に関する事務は委託者で行う。

②委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

③契約条項は、委託者において示す。

④契約の相手方となる事業者は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国(公社・公団を含む)、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(6)契約の解除

①委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

②上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7)委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(8)受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

(9)本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(10)受託者は、本業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(11)本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名

及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を(公社)ひょうご観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、(公社)ひょうご観光本部が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対し全ての責任を負うものとする。

(12)その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

(参考)

審査の基準(着眼点):

- ・ 宿泊数と消費単価増を図るために効果的な提案がなされているか
- ・ 委託者が意図する KPI が設定されているかどうか